

発議案第1号

特別委員会の設置について

策定が進められている次期北上市総合計画基本計画について、調査検討を行うため、地方自治法第109条第1項及び北上市議会委員会条例第4条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- 1 名称 総合計画調査検討特別委員会
- 2 委員数 議長を除く全議員

令和2年5月28日提出

提出者 北上市議会議員 藤本金樹

賛成者 北上市議会議員 高橋孝二

同 阿部真希男

同 三宅靖

同 鈴木健二郎

同 星敦子

提案理由

新たな基本構想に掲げるまちづくりの将来目標実現のために必要な施策の方向性の妥当性について、調査検討するための特別委員会を設置しようとするものである。